

産業廃棄物処理委託標準契約書

[収集・運搬及び処分用]

排出業者 _____ : (以下「甲」という。) と、
収集・運搬及び処分業者 坂井マリン (株) : (以下「乙」という) は、
甲の事業場 _____ から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の厳守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律とその他系法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1・(乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときには、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

【産廃】

許可都道府県・政令市： 和歌山市 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： 許可証のとおり 許可の有効期限： 許可証のとおり
事業範囲： 許可証のとおり 事業範囲： 許可証のとおり
許可の条件： 許可証のとおり 許可の条件： 許可証のとおり
許可番号： 許可証のとおり 許可番号： 許可証のとおり

◎処分に関する事業範囲

【産廃】

【特管】

許可都道府県・政令市： 和歌山市 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： 許可証のとおり 許可の有効期限： _____
事業範囲： 許可証のとおり 事業範囲： _____
許可の条件： 許可証のとおり 許可の条件： _____
許可番号： 許可証のとおり 許可番号： _____

2、(委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

種類： 廃プラスチック 金属くず 木屑 _____
数量： _____
単価： _____

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、次のとおり処分する

事業所の名称： 坂井マリン(株)和歌山リサイクルセンター

所在地： 和歌山県和歌山市西浜 1660-45

処分の方法： 分別・切断・破碎・圧縮

施設の処理能力： 切断（4 t/日） 破砕（4.5 t/日） 圧縮（9.6 t/日） 選別(241.6 m³)
 産業廃棄物の種類： ①廃プラスチック類②紙屑③木くず④繊維くず⑤ゴム屑⑥金属くず
 ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず⑧工作物の除去に伴って生じた不要物

4・(最終処分場所、処分方法)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

	事業場の名称	所在	処分方法
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

5・(収集運搬課程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ第7条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお積替保管の場所において選別を行うこともあることとする。詳細は許可書のとおり。

第3条(義務と責任)

1、(適正処理に必要な情報の提供)

- (1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。
 - 産業廃棄物の発生工程
 - 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - 腐敗、揮発等の変化に関する事項
 - 混合などにより生ずる支障
 - その他取扱いの注意事項
- (2) 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、適切処理に必要な情報を、乙に提供する。乙は(社)全国産業廃棄物連合会(以下「連合会」という。)の「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物物性・安全データシート」(連合会の「産業廃棄物処理委託の手引き」を参照)の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができる。
- (3) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- (4) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

2、(甲乙の責任範囲)

- (1) 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。
- (2) 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによっ

て甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
(3) 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。

(4) 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

3. (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

4. (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

5. (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストの写しで代えることができる。

6. (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了承を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第4条 (報酬・消費税・支払い)

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬については、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務についての消費税等は、甲が負担する。
4. 甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。但し具体的な支払方法について別途支払い条件の定めのある場合にはそれによる。

第5条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙とで協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第6条 (機密保持)

甲又は乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文章による許諾を得なければならない。

第7条 (契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. 但し、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物の対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わせしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取することを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対して当該運搬の費用を請求することができる。

第8条(暴力団等の排除)

乙は、別記「暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項」を遵守しなければならない。

第9条(協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意を持って協議しこれを取り決めるものとする。

第10条(契約期間)

- ① この契約期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。
- ② この契約は有効期限を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証する為に本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

和歌山県和歌山市西浜 1660-46
坂井マリン株式会社
代表取締役 坂井 敏一